

杵築市告示第11号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により、景観計画を定めたので、同法第9条第6項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年3月25日

杵築市長 八坂 恭介



1. 景観計画の名称
杵築市景観計画
2. 景観計画を定める土地の区域
杵築市全域
3. 効力の発生する日
平成25年3月25日
ただし、第4章及び、第5章に定める事項については、平成25年10月1日から適用する。
4. 縦覧場所
杵築市建設課